

## 特例上場株式等の特定口座への受入れに係るQ & A

### 【ご注意】

・特例上場株式等（特定口座に受け入れていない上場株式等）の特定口座への受入れは、平成21年5月31日までとなっておりますので、ご注意ください。

平成21年4月

日本証券業協会

【特例上場株式等の特定口座への受入れ制度について】..... 1

- Q 1 特定口座に受け入れていない上場株式等について、平成21年5月31日までの間、引き続き特定口座に入れられますか。
- Q 2 確認書類とは、具体的にどのようなものですか。

【確認書類について】..... 2

- Q 3 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。特定口座に入れる際の決まりはありますか。
- Q 4 確認書類に有効期限のようなものはありますか。
- Q 5 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。
- Q 6 確認書類は、特定口座を開設する証券会社以外の他の証券会社から交付されたものも認められますか。
- Q 7 確認書類には、取得単価が記載されているだけですが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。
- Q 8 メール送信やホームページ表示など電磁的方法により交付された取引報告書は確認書類として認められますか。
- Q 9 確認書類は、正本（原本）しか認められないのですか。
- Q 10 確認書類のうち、日記帳等について、詳しく教えてください。
- Q 11 確認書類があっても、その書類に基づいて「特例上場株式等」を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。

【証券会社における取得の日・取得価額に関する実務的な取扱い】..... 5

- Q 12 「特例上場株式等」を購入した後に、株式分割、会社合併、株式交換などが行われました。取得価額はどのように修正されますか。
- Q 13 会社合併、会社分割、株式交換などにより、確認書類に記載されている銘柄名と「特例上場株式等」として持ち込んだ銘柄名が異なります。この場合でも、特定口座に入れてもらえますか。
- Q 14 「特例上場株式等」として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、確認書類に記載されている株数（例えば、1,000株）の方が少ない場合、1,000株分しか、特定口座に入れられないのですか。
- Q 15 「特例上場株式等」として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、株数の記載の多い確認書類（5,000株分）を証券会社に持ち込んで、特定口座に入れてもらいました。その後、同一銘柄（2,000株）を、同じ証券会社に持込みましたが、前回提出した確認書類の残り枠（3,000株分）を利用して、特定口座に入れられますか。
- Q 16 信託銀行等の特別口座にある「株式分割により交付された単元未満株式（分割新株）」を特定口座に受け入れる場合に、確認書類は必要でしょうか。
- Q 17 相続、贈与又は遺贈により取得した「特例上場株式等」は、特定口座に入れられますか。また、被相続人や贈与者が取得したときの確認書類がある場合、その書類を確認書類として使用することはできますか。

- Q 1 8 取得の日において、市場価格に終値がありませんでした。この場合、取得価額はどのようになりますか。
- Q 1 9 「特例上場株式等」を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようになりますか。

【その他の取扱いについて】..... 9

- Q 2 0 株券の名義書換日が取得の日となる場合は、名義書換日の終値を基に取得価額が計算されると聞きましたが、購入時の委託手数料等も見込み金額で入れてもらえますか。
- Q 2 1 現在、特定口座に入れられている上場株式等は、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で管理されております。一旦払い出して、「特例上場株式等」として、実際の取得価額で特定口座に入れたいのですが、その手続きを教えてください。
- Q 2 2 現在、ある株式を所有しています。名義書換をした時は、非上場株式でした。この場合、「特例上場株式等」として特定口座に入れるときの確認書類はどうなりますか。
- Q 2 3 信用取引で買建ていたものを現引きして、現在、証券会社の一般口座で保有しています。「特例上場株式等」として特定口座に入れる場合、当時の買建て時又は現引き時に証券会社から交付された書類は、確認書類として認めてもらえますか。
- Q 2 4 従業員持株会からの退会又は一部引出しの際に持株会の事務局から交付される書類は、「特例上場株式等」の特定口座への受入れのための取得の日・取得に要した金額を証する書類として認められますか。
- Q 2 5 株式累積投資により購入し、単元株になった上場株式を「特例上場株式等」として保管しています。証券会社から交付された書類には、単元に達して保護預り口座に移管された日と株式累積投資による平均購入単価が記載されていますが、確認書類として認められますか。
- Q 2 6 相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社より、新株割当て通知が送られてきました。そこには、組織変更日、割当株式数、新規上場の際の売価額などが記載されていますが、特定口座に入れる確認書類として認められますか。
- Q 2 7 E B 債の償還に伴い取得した上場株式等について償還の際の書類があれば、その書類により、「特例上場株式等」として特定口座に入れることはできますか。
- Q 2 8 いわゆる有価証券オプション取引の権利行使・義務履行に伴い取得した上場株式等について、権利行使等の際の書類があればその書類により、「特例上場株式等」として特定口座に入れることはできますか。
- Q 2 9 私は、税制非適格ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を証券会社の口座で保有しております。これも「特例上場株式等」として、権利行使日又は取得の日により特定口座へ入れられますか。
- Q 3 0 私は、擬似ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を証券会社の口座で保有しております。これも「特例上場株式等」として、権利行使日又は取得の日により特定口座へ入れられますか。
- Q 3 1 信託銀行等の特別口座で管理されている単元未満株は、特定口座に受入れられることは可能ですか。

Q 3 2 「特例上場株式等」の特定口座への申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。

## 特例上場株式等の特定口座への受入れに係る Q & A

平成 2 1 年 4 月

### 【「特例上場株式等」の特定口座への受入れ制度の概要について】

Q 1 . 特定口座に受け入れていない上場株式について、平成 2 1 年 5 月 3 1 日までの間、引き続き特定口座に入れられますか。

「特定口座に受け入れていない上場株式」(以下、「特例上場株式等」といいます。 ) について、平成 2 1 年 5 月 3 1 日までの間、以下の手続きにより、特定口座に入れることができます。

お客様が証券会社に対して、「特例上場株式等保管委託等依頼書兼特例上場株式等にするための上場株式等に係る出庫等依頼書」(注 1 )に、当該株式の種類、銘柄、数、取得の日及び取得価額等の必要事項を記載し、確認書類( Q 2 の参照。 ) を添付して、証券会社に提出していただきます。

証券会社では、お客様から提出された「特例上場株式等保管委託等依頼書兼特例上場株式等にするための上場株式等に係る出庫等依頼書」に記載された取得の日及び取得価額を確認します。その際、取得の日以後に、株式分割等の権利修正が生じていれば、取得価額の調整計算を行います。

なお、証券会社では、税法上、確認書類の正本(原本)をいただくこととなります(ただし、顧客勘定元帳、売買契約書、日記帳等及び株券などは、その写し(コピー)を提出してもよいこととされています。)

(注 1 ) 一般口座にある株式を特定口座へ受け入れることを依頼する書類です。なお、「特例上場株式等保管委託等依頼書兼特例上場株式等にするための上場株式等に係る出庫等依頼書」は、証券会社においてご用意しております。

(注 2 ) 証券会社によっては取扱いが異なる場合もありますので、詳しくはお取引先の証券会社にご確認ください。

Q 2 . 確認書類とは、具体的にはどういったものですか。

確認書類には、取得の日及び取得に要した金額を証する書類と、取得の日を証する書類の 2 つに区分されております。

まず、取得の日及び取得に要した金額を証する書類とは、その上場株式等の

取得時に証券会社から交付を受けた取引報告書や受渡計算書、定期的に交付を受けた月次残高報告書、取引残高報告書、お客様の求めに応じて証券会社が交付した顧客勘定元帳の写し、お客様自身が記録した取得当時の日記帳等です。これらの書類を提出した場合には、書類に記載されている取得の日及び取得に要した金額を基に計算された取得価額（注1）で特定口座に入れられることとなります。

また、取得の日を証する書類とは、株券の写し（注2）発行会社又は株主名簿管理人（信託銀行、証券代行会社）が株主に対して発行した取得の日を証明する書類等です。これらの書類を提出した場合には、株券の名義書換日（注2）又は証明された取得の日が取得の日となり、取得価額は、その取得の日の市場価格の終値を基に計算された取得価額（注1）となります。

別紙に、確認書類の一覧表がありますので、ご確認ください。なお、特定口座から上場株式等が払い出される際に証券会社から交付される払出通知書は、確認書類になっておりませんので、ご注意ください。

（注1） 取得の日以後に株式分割等があった場合は、書類に記載されている取得に要した金額又は取得の日の市場価格の終値を基礎として、株式分割等の権利処理により修正された価額が取得価額となります。

（注2） 株券電子化後においても、株券の写しは当該株式の取得した日を証明する確認書類として使用することができます。

（注3） 本人名義の株券を証券保管振替機構に再寄託した場合、発行会社から発行される取得日の証明書には、当初の名義書換日と証券保管振替機構に再寄託後、最初に実質株主通知がなされた日の両方が記載されている場合がありますが、この場合には、当初の名義書換日とその取得の日となります。

#### 【確認書類について】

Q3 . 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。特定口座に入れる際の決まりはありますか。

証券会社は、お客様から提出される確認書類及び「特例上場株式等保管委託等依頼書」（「特例上場株式等保管委託等依頼書兼特例上場株式等にするための上場株式等に係る出庫等依頼書」を含む。以下同じ。）により、特定口座への受け入れの手続きを行うこととなります。その際に、どの確認書類を提出されるかは、最終的にはお客様ご自身で判断していただくこととなります。

Q 4 . 確認書類に有効期限のようなものはありますか。

有効期限は特にありませんので、古い書類でも問題ありません。

ただし、特定口座に受け入れるに際しては、確認書類に記載されている取得に要した金額をその取得の日以後に発生した株式分割等の事由により調整することになりますので、株式分割等の権利修正データの有無により古い確認書類をご利用になれない場合がございます。詳しくは、お取引先の証券会社にご確認ください。

(注) なお、株券の写しを確認書類とする場合は、税法上、平成17年3月31日までに名義書換された株券しか認められておりませんので、ご注意ください。

Q 5 . 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。

基本的には使用できますが、場合によっては、証券会社において、その確認書類がご本人のものかどうかを戸籍抄本等により確認させていただくことがあります。

Q 6 . 確認書類は、特定口座を開設する証券会社以外の他の証券会社から交付されたものも認められますか。

お客様の氏名、取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数など、確認書類として求められている記載があれば、他の証券会社から交付されたものも確認書類として認められます。

Q 7 . 確認書類には、取得単価が記載されているだけですが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。

取得単価だけの記載でも結構です。証券会社では、その単価に基づいて、取得価額を算定します(購入時の手数料等は含まれません。)

Q 8 . メール送信やホームページ表示など電磁的方法により交付された取引報告書は確認書類として認められますか。

認められます。ただし、電磁的方法により交付された取引報告書であっても、お客様の氏名、取得の日、取得価額、銘柄及び数のほか、取引報告書を作成した証券会社の名称が判別できるものであることが必要です。

Q 9 . 確認書類は、正本（原本）しか認められないのですか。

税法上、お客様からは正本（原本）を提出していただき、証券会社がそれを保存することとされております。ただし、株券や顧客勘定元帳、売買契約書、日記帳など（注）の場合には写し（コピー）の提出でも結構です。

（注） 日記帳など、お客様が購入当時に記録したものの写し（コピー）を確認書類として提出される場合には、お客様の氏名、住所の記載及び押印が必要となります。また、確認のため、その日記帳などの正本（原本）も、併せて証券会社にご提示いただく必要があります。なお、確定申告等で、将来、必要となる場合も考えられますので、確認書類については、あらかじめ、コピーをお取りください。

Q 10 . 確認書類のうち、日記帳等について、詳しく教えてください。

過去に証券会社等から交付された確認書類を処分・紛失されたお客様がおられることを想定し、お客様が購入当時に記録した日記帳や雑記帳などについても、確認書類として認められています。これらの書類の具体的な名称や様式などについては、具体的な制約はありません。ただし、少なくとも、取得当時において、取得に要した金額（又は取得単価）、取得年月日、銘柄及び数が記載されている必要があります。

Q 11 . 確認書類があっても、その書類に基づいて「特例上場株式等」を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。

特定口座の管理を行う証券会社は、「特例上場株式等」についても、税法上、確認書類についての確認を行い、正しい取得の日及び取得価額で特定口座に受け入れなければならないこととされています。

このため、例えば、確認書類に記載されている取得の日や取得に要した金額について、証券会社の窓口で、正しくないものであると判定された場合には、その確認書類による「特例上場株式等」の特定口座への受入れをお断りいたしますのでご注意ください。

**【証券会社における取得の日・取得価額に関する実務的な取扱い】**

Q 1 2 . 「特例上場株式等」を購入した後に、株式分割、会社合併、株式交換などが行われました。取得価額はどのように修正されますか。

一般に、株式等の取得後に、株式分割、会社合併、株式交換等などの権利修正に関する事由が生じた場合には、取得価額は、権利修正の比率に応じて、調整されることとなります。「特例上場株式等」についても同様の取扱いとなることから、特定口座に入れる際には、取得価額が調整されることとなります（お客様ご自身で取得価額の調整をする必要はありません。）。なお、会社合併、株式交換・移転、会社分割の場合には、会社名が変更されている場合もありますが、取得の日から引き続き所有されていれば、当初の取得の日で特定口座に入れられます。

Q 1 3 . 会社合併、会社分割、株式交換などにより、確認書類に記載されている銘柄名と「特例上場株式等」として持ち込んだ銘柄名が異なります。この場合でも、特定口座に入れてもらえますか。

会社合併、会社分割、株式交換などがあった場合は、当然、確認書類に記載されている銘柄名と持ち込んだ「特例上場株式等」の銘柄名が異なる場合もあると思われませんが、証券会社では、会社合併、会社分割又は株式交換等の後の銘柄名及び調整後の取得価額にて特定口座に入れることとなります（取得の日は、確認書類に記載されている取得の日となります）。なお、「特例上場株式等保管委託等依頼書」には、会社合併、会社分割又は株式交換等の前後の銘柄名を併せて記載していただくこととなります。

Q14. 「特例上場株式等」として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、確認書類に記載されている株数（例えば、1,000株）の方が少ない場合、1,000株分しか、特定口座に入れられないのですか。

確認書類に記載されている取得の日以後、その銘柄について株式分割等の権利修正が生じていた場合には、その権利修正により増加した株式数分までは、特定口座に入れることができます。ただし、権利修正分を超える株数については、この限りではありません。

（事例）

平成10年1月 1,000株 @1,000円（取得価額は1,000,000円）

平成11年1月 1対1.5の株式分割

平成17年5月 特例上場株式等の特定口座への受入れ申込み

（注） 取得時の手数料等は考慮しておりません。

事例では、取得後に1対1.5の株式分割が行われていることから、平成10年1月の1,000株分の確認書類で株式分割後の1,500株を特定口座に入れることができます。（取得に要した金額は、株式分割後は、1,500株に対して1,000,000円（取得単価は、@667円（注））となります。）ただし、1,500株を超える分については、他に確認書類があれば、その書類に基づく取得の日及び取得価額により、特定口座に入れられます。

（注） 1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げます。

Q15. 「特例上場株式等」として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、株数の記載の多い確認書類（5,000株分）を証券会社に持ち込んで、特定口座に入れてもらいました。その後、同一銘柄（2,000株）を、同じ証券会社に持込みましたが、前回提出した確認書類の残り枠（3,000株分）を利用して、特定口座に入れられますか。

基本的には、前回提出した確認書類において、使い切っていない株数分（いわゆる残り枠）があれば、その確認書類を利用することも可能ですが、確認に時間がかかる場合もありますので、できるだけ一度で特定口座に入れることをお勧めします。

Q 1 6 信託銀行等の特別口座にある「株式分割により交付された単元未満株式（分割新株）」を特定口座に受け入れる場合に、確認書類は必要でしょうか。

信託銀行等の特別口座にある「株式分割により交付された単元未満株式（分割新株）」を証券会社に移管して、証券会社に開設する特定口座に受け入れる場合には、原則として、株式分割前に取得した株式（旧株）に係る確認書類が必要となりますが、既に旧株について旧株の確認書類により当該証券会社の特定口座に受け入れている場合には、分割新株であることが明らかであれば確認書類は不要となります。

また、分割新株を買増により単元株式とし、特定口座に受け入れる場合には、原則として、株式分割前に取得した株式（旧株）に係る確認書類及び買増分に係る確認書類の両方が必要となりますが、既に旧株について旧株の確認書類により当該証券会社の特定口座に受け入れている場合には、分割新株であることが明らかであれば、買増分に係る確認書類のみで特定口座に受け入れることができます。

分割新株を特定口座に受け入れる際には、「旧株の確認書類に記載されている取得に要した金額」についてその取得の日より後に発生した株式分割の事由により調整した取得価額により受け入れることとなりますので、ご注意ください。

「旧株の確認書類」として、取得の日が確認できる書類（別紙参照）も利用できますが、旧株については平成17年3月31日までに名義書換されたものしか認められておりませんので、ご注意ください。

Q 1 7 . 相続、贈与又は遺贈により取得した「特例上場株式等」は、特定口座に入れられますか。また、被相続人や贈与者が取得したときの確認書類がある場合、その書類を確認書類として使用することはできますか。

被相続人、贈与者又は包括遺贈者が取得したときの確認書類と併せて、相続、贈与又は遺贈により取得したことを証明する書類（例えば遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書など）を提出することにより、確認書類に記載された被相続人、贈与者又は包括遺贈者の取得の日及び取得に要した金額を基礎として計算された取得価額により、特定口座に入れることが可能です。

また、相続、贈与又は遺贈を受けた場合であっても、相続、贈与又は遺贈により取得したことを証明する書類の提出がない場合で、お客様ご本人に名義書換がされていたときには、株券におけるご本人の名義書換日を取得の日とし、

その日の市場価格の終値を基礎として計算された金額を取得価額とすることになります（ただし、平成17年3月31日までに名義書換済みのものに限ります。）。

Q18．取得の日において、市場価格に終値がありませんでした。この場合、取得価額はどのようにしますか。

証券会社では、取得の日の市場価格をチェックし、その日の終値を基に計算された取得価額で特定口座に入れることとなります。ただし、その日に終値がなく、気配値だけの場合、又は、気配値がない場合などにおいては、以下の方法で、取得価額が特定されることとなります。

取得の日の気配相場の価格がある場合には、その価格のうち一番高い価格

取得の日の気配相場の価格がない場合には、最終売買価格又は気配相場の価格がある日まで遡及し、その日の最終売買価格又は気配相場の価格のうち一番高い価格

(注) なお、過去、JASDAQ銘柄については、終値が公表されていない時期がありますが、その場合には、その日の売買価格（高値と安値の平均値）により、取得価額が特定されることとなります（その日に売買価格がなく気配値だけの場合、又は、気配値がない場合などにおいては、以下の複数の証券取引所に重複上場している場合に準じた一定の方法に従って、取得価額が特定されることとなります。）。

複数の証券取引所に重複上場している場合の取扱い手順

複数の証券取引所において、売買価格(終値)がある場合は、その価格のうち一番高い価格となります。

複数の証券取引所において、売買価格(終値)がない場合で、複数の証券取引所において、それぞれ同日に気配相場の価格がある場合には、その価格のうち一番高い価格

複数の証券取引所において、売買価格(終値)及び気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買価格または気配相場の価格がある日まで遡及し、及び の手順により特定された価格

Q19．「特例上場株式等」を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようにになりますか。

証券会社では、「特例上場株式等」を特定口座へ入れる際、確認書類に基づい

て、取得の日及び取得に要した金額を確認いたします。この場合、取得価額については、取得の日以後、株式分割等の権利修正があれば、調整後の取得価額により特定口座に入れられることとなります。

また、既に同一銘柄が特定口座に入っている場合は、取得価額は再計算（総平均）されることとなります。この場合、「特例上場株式等」として、古い取得の日により特定口座に入ることもありますが、「特例上場株式等」を入れるまでの間の特定口座における譲渡損益の再計算は行われません。

#### 【その他の取扱いについて】

Q 2 0 . 株券の名義書換日が取得の日となる場合は、名義書換日の終値を基に取得価額が計算されると聞きましたが、購入時の委託手数料等も見込み金額で入れてもらえますか。

株券の写しなどの取得の日を証する書類を確認書類として提出いただく場合には、その確認書類に取得に要した金額に関する記載がないため、証券会社は購入時における委託手数料等を確認することができません。このため、取得の日を証する書類を確認書類とする場合は、この委託手数料等については、特定口座に入れる「特例上場株式等」の取得価額に含まれないこととなります。

Q 2 1 . 現在、特定口座に入れられている上場株式等は、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で管理されております。一旦払い出して、「特例上場株式等」として、実際の取得価額で特定口座に入れたいのですが、その手続きを教えてください。

特定口座に入れられている上場株式等についても、証券会社の口座で管理されていますので、そのままでは「特例上場株式等」とはなりません。このため、お客様は、「特例上場株式等保管委託等依頼書兼特例上場株式等にするための上場株式等に係る出庫等依頼書」を、確認書類とともに証券会社に提出していただくことにより、特定口座に入れられます。

ただし、特定口座に入れられている上場株式等を一旦払い出す際には、税法上、証券会社から特定口座内保管上場株式等払出通知書（特定口座で管理されていた取得の日・取得価額等を記載した書類）が交付されることとなりますが、お客様の同意に基づき、その交付を省略させていただきます。

Q 2 2 . 現在、ある上場株式を所有しています。名義書換をした時は、非上場株式でした。この場合、「特例上場株式等」として特定口座に入れるときの確認書類はどうなりますか。

名義書換日が上場される日の前であれば、名義書換日の市場価格がありませんので株券の写しや株式異動証明書などを確認書類とすることはできません。

このため、他の確認書類（お客様の氏名、払込金額、払込年月日、銘柄、数の記載されている書類に限る）や、取得当時にお客様が作成した日記帳などに記載された取得の日及び取得価額（権利修正後の取得価額）により、特定口座に入れられることとなります。

Q 2 3 . 信用取引で買建ていたものを現引きして、現在、証券会社の一般口座で保有しています。「特例上場株式等」として特定口座に入れる場合、当時の買建て時又は現引き時に証券会社から交付された書類は、確認書類として認めてもらえますか。

信用取引においては、買建て時及び現引き時のいずれの場合にも、証券会社から、その取引の内容を証する書類が交付されております。その書類において、銘柄、株数、取得の日及び取得に要した金額が記載されていれば、確認書類として認められます（現引きした場合でも、取得の日は買建てた日となります）。

Q 2 4 . 従業員持株会からの退会又は一部引出しの際に持株会の事務局から交付される書類は、「特例上場株式等」の特定口座への受入れのための取得の日・取得に要した金額を証する書類として認められますか。

従業員持株会の事務局から従業員に交付される書類には、投資報告書（6ヶ月などの頻度により定期的に交付される書類）や精算書（退会又は一部引出しの際に交付される書類）などがあります。

これらの書類に、年月日（投資報告書、精算書の作成日付）、株数（買付け累積株数や引出し（交付）株数）、取得に要した金額（簿価単価）が記載されていれば、当該書類は確認書類と認められることとなり、当該書類に記載されている年月日及び取得に要した金額に基づいて特定口座に入れられることとなります。なお、持株会事務局から交付された書類に年月までしか記載されていない場合には、当該月の1日を取得の日としても差し支えありません。

平成21年度税制改正により、平成21年4月1日から、従業員持株会を通じて取得した上場株式等について、「従業員持株会口座（持株会理事長名義）」から、当該従業員持株会の事務の委託を受けている証券会社に開設する「従業員等の特定口座」に振替の方法により行われる場合に限り、特定口座への受入れが可能となります。証券会社によっては平成21年5月31日までは従来の方法のみにより特定口座に受け入れることもありますので、詳細についてはご加入の持株会が事務を委託している証券会社までお問合せください。

Q25．株式累積投資により購入し、単元株になった上場株式を特定口座に入れる場合ですが、証券会社から交付された書類には、単元に達して移管された日と株式累積投資による平均購入単価が記載されています。この書類について、確認書類として認められますか。

特定口座への受入れのための確認書類として認められます。この場合、株式累積投資により単元に達して口座に移管された日を取得の日、平均購入単価に株数を乗じたものを取得に要した金額として特定口座に受け入れることが可能です。

Q26．相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社より、新株割当て通知が送られてきました。そこには、組織変更日、割当株式数、新規上場の際の売出価額などが記載されていますが、特定口座に入れる確認書類として認められますか。

相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社から送付される新株割当て通知は確認書類として認められます。この場合、取得の日は組織変更日（株式会社となる日）、取得価額は新規上場時の売出価額となります。

Q27．EB債の償還に伴い取得した上場株式等について償還の際の書類があれば、その書類により、「特例上場株式等」として特定口座に入れることはできますか。

EB債の償還により取得した「特例上場株式等」については、一般的に、証券会社から、お客様の氏名、特例上場株式等の取得の日、銘柄、数等が記載された書類が交付されます。この書類に記載されている取得の日をもって取得の日とし、その取得の日の市場価格の終値を基礎に計算された金額を取得価額とし

て特定口座に入れられます。

Q28 . いわゆる有価証券オプション取引の権利行使・義務履行に伴い取得した上場株式等について、権利行使等の際の手続き書類があればその書類により、特例上場株式等として特定口座に入れることはできますか。

いわゆる有価証券オプション取引の権利行使・義務履行により取得した特例上場株式等は、証券会社から交付されたオプション取引の権利行使・義務履行に係る上場株式等の取得に関する取引報告書等に基づき、権利行使価額にオプション料等を加えた価額を基礎として計算された金額を取得価額として特定口座に入れることができます。

Q29 . 私は、税制非適格ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を証券会社の口座で保有しております。これも「特例上場株式等」として、権利行使日又は取得の日により特定口座へ入れられますか。

税制非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、権利行使時に、時価と権利行使価額との差額について課税され、その時価が取得価額となることとされております。この場合、発行会社から、権利行使時に交付された書類として、権利行使日又は取得の日が記載されていれば、この書類を確認書類として、特定口座へ入れることができます。また、取得価額は、権利行使日又は取得の日の市場価格の終値を基に計算された価額となります。

Q30 . 私は、擬似ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を証券会社の口座で保有しております。これも「特例上場株式等」として、権利行使日又は取得の日により特定口座へ入れられますか。

擬似ストックオプションとは、旧商法のもとで、上場会社はその従業員等に対して交付をした新株引受権（旧新株引受権付社債のワラント部分です）を一般に総称したものです。

この擬似ストックオプションを権利行使すると当該上場会社の株式を取得することとなりますが、当該上場会社から権利行使時に交付された書類で、権利行使日、権利行使価額など、取得の日及び取得に要した金額が記載されているものがあれば、当該書類も確認書類として認められることとなります。

Q 3 1 . 信託銀行等の特別口座で管理されている単元未満株は、特定口座に受入れることは可能ですか。

信託銀行等の特別口座で管理されている単元未満株式を証券会社の口座に振り替えることにより、特定口座に入れることができます。

特定口座への受入れ手続きについては、Q 1、Q 2 と同様となります。

Q 3 2 . 「特例上場株式等」の特定口座への申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。

持ち込まれた特例上場株式等については、株式分割など権利修正に伴う取得価額の調整などが必要となりますので、詳しくは、お取引先の証券会社にご確認ください。

以 上

「証券会社」とは、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいいます。

「証券取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。

「いわゆる有価証券オプション取引」は、金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に規定する市場デリバティブ取引の一形態です。

本 Q&A につきましては、2009 年（平成 21 年）4 月時点の法令等を元に作成しております。今後の法令改正等により、内容が変更となる可能性がございますので、ご注意ください。

実際のお取引に関しましては、お取引証券会社にご相談ください。

## 特例上場株式等の特定口座への受入れに係る確認書類

## 1. 取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類（注1、2、5）

（租特法施行規則平成17年附則5条）

確認書類の種類	略称
取引報告書	1 - イ
取引残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - イ
月次残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - イ
受渡計算書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - イ
その他取引報告書等に相当する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）（注3）	1 - イ
顧客勘定元帳等の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - ロ
発行会社又は株主名簿管理人等が作成した払込みに関する取得証明書（払込金額、払込年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - ハ
金融商品取引業者等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - ニ
相対取引等で取得した株式の売買契約書の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	1 - ホ
株式の取得者がその取得の際に取得に要した金額、取得年月日等を記載した帳簿（日記帳等）その他これに類する書類又はその写し（注4）で、取得者がその者の住所・氏名を記載し押印をしたもの	1 - ヘ

## 2. 取得の日が確認できる書類（注1、5）

（租特法施行規則平成17年附則5条）

株券（平成17年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）の写し	2 - イ
保護預り有価証券明細簿（平成17年3月31日までに預りがあったものに限る）の写し（公募外国株式投資信託の受益証券の場合に限る）	
EB債の償還により取得した特例上場株式等の取得の日を証するもの（EB債の償還に関する事務の取扱いをした金融商品取引業者等が作成した書類で、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	2 - ロ
発行会社又は株主名簿管理人等が作成した取得の日を証明する書類（払込み又は名義書換の年月日（平成17年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるもの）	2 - ハ

- (注1) 取得者とは、特例上場株式等保管委託等依頼書を提出する者が確認書類における取得者とされている場合を含むものとする。
- (注2) 振替口座簿への記載等又は保管の委託をしようとする特例上場株式等が、会社合併、会社分割及び株式交換・移転の事由により取得したものであるときは、当該取得の基因となった株式に係る確認書類が含まれるものとする。
- (注3) その他取引報告書等に相当する書類とは、例えば、証券会社が作成した照合通知書、個別株オプション取引に係る権利行使・権利割当に係る上場株式等の取得に関する報告書、従業員持ち株会から発行された退会（引出）精算書、保険会社の株式会社化に伴い新株主に対して交付される新株式に係る通知書等（いずれの書類も取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）である。
- (注4) 帳簿その他これに類する書類又は写しに記載されている事項には、少なくとも、取得に要した金額（取得単価でも可。）取得年月日、銘柄及び取得株数の事項が必要となる。また、その書類の提出の際に、特例上場株式等の受入れをする証券会社が、当該書類の提示を受けて当該書類の写しであることを確認する必要がある。
- (注5) 上記1.及び2.の確認書類に記載されている取得者の氏名は、原則、特例上場株式等の受入れ申込み者本人に限られるが、相続、贈与又は遺贈により特例上場株式等を取得したことにより、確認書類に記載された取得者の氏名と申込み者の氏名が異なる場合は、遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書等又はその写しを当該確認書類に添付することにより、確認書類として受け入れることができる。
- (注6) 特例上場株式等の特定口座への受入れに係る確認書類で写しが認められるのは、「顧客勘定元帳」、「売買契約書」、「株券」及び「特例上場株式等の取得者がその取得の際に取得に要した金額、取得年月日等を記載した帳簿（日記帳等）その他これに類する書類」であり、これら以外は原本のみ認められる。
- 「証券会社」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を営む者に限る。）をいいます。